

土岐商業高等学校同窓会（南陵会）規約

- 第 1 条 本会は岐阜県立土岐商業高等学校同窓会（南陵会）と称し、本部を岐阜県立土岐商業高等学校内におく。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦をはかり、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は次の会員によって組織する。
（1）通常会員 岐阜県立土岐商業高等学校卒業生
土岐郡中央高等学校卒業生
中途転退学者で理事会の議を経て会長の承認した者
（2）特別会員 現在職員及び旧職員
- 第 4 条 本会には次の役員を置く。
（1）会 長 1名（総会において選任）
（2）副会長 4名（ ” ）
（3）会 計 1名（ ” ）
（4）監 査 2名（ ” ）
（5）幹 事 若干名（ ” ）
（6）庶 務 学校職員
（7）地区理事 各支部から選任
（8）学年理事 各卒業年度各クラス1名選出し、学年代表理事を置く
（9）顧 問 前会長及び会長が指名した者
（10）特別顧問 校長、教頭、育友会長
- 第 5 条 役員の仕事は次のとおりとする。
（1）会 長 会務を総括し、理事会を召集しその議長となる。
（2）副会長 会長を補佐し、会長事故ある場合はその職務を代行する。
副会長は総務、企画、財務、会報の部門を担当するものとする。
（3）庶務会計 会計庶務に関することを行う。
（4）理 事 理事会を組織し、本会事業の企画を行い、決定した事項を遂行する。
（5）監 査 会計を監査する。
（6）幹 事 定期総会の運営にあたる。
- 第 6 条 役員の仕事は原則2年とする。但し留任を妨げない。

第 7 条 本会の目的を達成するために、毎年 1 回 9 月第 3 土曜日に総会を開く。
ただし、必要ある場合は、臨時総会を開く。
支部からの派遣については附則に従う。

第 8 条 通常会員は入会金を納付する。

第 9 条 本会の経費は入会金、寄付金、同窓会協力金、その他をもってあてる。

第 10 条 会計年度は毎年 8 月 1 日より翌年 7 月 31 日までとする。
予算決算は総会の際、報告するものとする。

第 11 条 本会は支部を設けることができる。

第 12 条 規約改正については、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって規約改正を行うことができる。

第 13 条 慶弔の区分、金額についてはその都度本部役員において協議して決定する。

申し合わせ事項 同窓会および同窓会本部役員会による宗教活動および政治活動は行わない。

附則 改定記録 平成 26 年 9 月 20 日改定
定期総会への各支部からの派遣は 2 名までとする。

【同窓会年間行事】

9 月第 3 土曜日 同窓会定期総会・懇親パーティー